令和2年度第7回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和2年10月8日 場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

令和2年度第7回東北町農業委員会総会

- 1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室
- 2. 開会日時 令和2年10月8日(木) 午後1時30分
- 3. 閉会日時 令和2年10月8日(木) 午後2時14分
- 4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部	繁作	君	2番	竹 内	勝子	君
4番	岡山	敬一	- 君	5番	木 村	豊三郎	君
6番	小野寺	正 ル	、君	8番	蛯 名	修二	君
9番	甲 地	俊隆	君	10番	蛯 沢	清 子	君
11番	沼 尾	京子	君	13番	米内山	隆博	君
14番	沼 尾	幸一	- 君	15番	久保田	正一	君

5. 欠席農業委員(3名)

 3番
 大
 坂
 實
 君

 12番
 蛯
 名
 勲
 君

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

栄 沼 鶴ケ崎 勝 也 君 旭 笹 倉 隆 悦 君表 町 山 田 昭 二 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

徳万才 佐々木 祐 輔 君 千 曳 藤 井 久 君

8. 会議に付した案件

報告第22号 農地の転用事実に関する照会について

報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第24号 使用貸借合意解約書の受理について

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

9番 甲地俊隆君 10番 蛯沢清子君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

参事・事務局長 蛯澤博幸 事務局主査 荒木浩美

11. 書 記

事務局副参事 河島徳悦

----- 開会 午後1時30分 ------

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長

総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。

(蛯澤博幸

ご起立願います。

君)

「こんにちは」

着席願います。

それではただいまから、10月1日に招集通知しました、第7回 東北町農業委員会総会を開催致します。

本総会の出席委員は、12名で、定足数に達しておりますので 総会は成立致しました。

尚、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。

本日、 3番 大坂 實 委員、7番 甲地武彦 委員、12番 蛯名 勲 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出 がありましたので、ご報告致します。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長

ありがとうございました。

君)

(蛯澤博幸 それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は 会議の議長となり、議事を整理することになっていますので、会 長より議事進行をお願いします。

会 長 (乙部繁作 君)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。

(開議)

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 総会の提出案件は、報告3件、議案2件であります。 充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、を議題 長 (乙部繁作 とします。

君)

お諮りします。

議長の私から指名する事に、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議 異議なしと認めます。 長

(乙部繁作 したがって、議長において指名する事に決定しました。

君)

議事録署名者には、9番 甲地 俊隆 委員、10番 蛯沢 清子 委員を指名致します。

なお、書記には、河島副参事を任命致します。

(会期の決定)

議長 日程第2 会期の決定について、を議題とします。

(乙部繁作 総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

君)

(異議なしのとき)

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しまし (乙部繁作 た。

君)

議長 日程第3 報告第22号 農地の転用事実に関する照会につい (乙部繁作 て、を議題とします。

君) 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開き下さい。

(蛯澤博幸 報告第22号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方 君) 法務局十和田支局から別紙十地の現況について照会があったの

で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告 するものです。尚、現地確認は、10月1日、農業委員2名(大 坂 實 委員 及び 蛯名 勲 委員)と事務局職員2名により 遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認してい

ます。

(蛯澤博幸

事 務 局 長 2ページをお開き下さい。

君)

受付番号25番から27番、3件について説明致します。

(事務局 受付番号25番から27番 3件朗読説明省略) 以上、3件です。

議 長

ただいま、事務局より報告第22号の朗読及び説明がありました。 (乙部繁作 ご質疑等ありませんか。

君)

(質疑なしの声)

議長 (乙部繁作

質疑なしと認め、報告第22号は原案のとおり報告済と致します。

君)

議長 日程第4 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による 届出書の受理について、を議題とします。

(乙部繁作

事務局より朗読及び説明をお願いします。

君)

君)

事務局長 3ページをお開き下さい。

(蛯澤博幸 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受 理について、この事について、別紙のとおり農地法第3条の3第 1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。

(事務局 35番から42番 8件朗読説明省略)

以上、8件です。

議 (乙部繁作

長 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑あ りませんか。

君)

豊三郎君)

委員 (木村 38番、40番、一部宅地で貸しているという事はどういう事ですか。

事務局長(蛯澤博幸君)

はい、38番は畑になっている部分を貸しているという意味です。全体面積はこの面積になります。と、その内の畑20,090㎡を貸しているという意味です。宅地に関しては小屋とか家とか建っているので貸しておりません。あくまでも農地だけを貸しているという事でご理解頂ければと思います。40番の方も79-1は全体面積50,278㎡でありまして、その内49,727㎡が畑なのでこの分を内面積で貸していると、いう事になります。残りの宅地に関しては自ら家が建っているとか小屋が建っているとかという管理を所有者が管理していると。なぜ、このような表示をしているかといいますと、当然、農地だけを貸借や相続をしますが、宅地や山林とかは、農業委員会の方には報告する義務はありません。あくまでも農地だけで相続という事であげていました。地目で判断しております。以上です。

委員(木村 はい、解りました。 豊三郎君)

議 長 その他、質疑はありませんか。

(乙部繁作君)

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認め、報告第23号は、原案のとおり報告済みと致し (乙部繁作 ます。

君)

議 長 日程第5 報告第24号 使用貸借合意解約書の受理について (乙部繁作 を議題とします。

君) 事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 7ページをお願いします。

(蛯澤博幸 報告第24号 使用貸借合意解約書の受理について、この事につ 君) いて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告す るものです。

> 8ページをお願いします。 (事務局 受付番号6番から9番 4件朗読説明省略) 以上、4件であります。

議 長 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありま (乙部繁作 せんか。

君)

君)

委員 (沼尾 8番のところで、貸人と借人の住所が同じですが名字が違います。この 京子君) 関係はどうなっていますか。

事務局長 はい、貸人は借人のお父さんにあたり親子関係となります。借人は婚姻 (蛯澤博幸 されて名字が変わっていると解釈頂ければと思います。 君)

委員(沼尾京 はい、解りました。 子君)

議 長 そのほか、質疑はありませんか。(乙部繁作

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認め、報告第24号は、原案のとおり報告済みと致します。 (乙部繁作 君)

議 長 日程第6 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委 (乙部繁作 員会の許可について、を議題とします。 君) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 9ページをお願いします。 (蛯澤博幸 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可 君) について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、許 可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

10ページをお願いします。 所有権移転(5件)について説明致します。

(事務局 受付番42番から46番 5件朗読説明省略)

議 長 只今、事務局より、所有権移転5件の朗読及び説明がありましたが、ご (乙部繁作 質疑等ありませんか。

君)

委員 (蛯沢 46番の譲渡人が岩手県の方で、譲受人が甲地の方、譲渡人は経営規模 清子君) 縮小ですが今まで経営されていましたか。

事務局長 はい、岩手県在住の方ですが、東北町出身でこちらに居た時に譲受人へ (蛯澤博幸 貸していた。と自ら耕作でなく貸していたという事で、現況は耕作をし ま) ていた事になります。

委員 (蛯沢 はい、解りました。 清子君)

議 長 そのほか、質疑はありませんか。(乙部繁作 君)

委員(木村 43番の方、新規就農で新たに農業に携わることは素晴らしい事です 豊三郎君) が、概ね面積が10, 000㎡で、何をやる計画なのか。

事務局長 はい、作付けに対しては長芋等をやる計画で営農計画書があがっていま (蛯澤博幸 す。 君)

委員 (木村 はい、解りました。 豊三郎君)

委員 (蛯沢 今の新規就農の方、自前の土地がなくて、稼働人員が3人となってます 清子君) が家族構成はどうなっていますか。

副参事(河 家族構成は、申請者本人及びご両親となります。補足となりますが、新島徳悦君) 規就農の関係で普通は50 a 以上ないと農地を購入できない事となっていますが、約10,000㎡農地を購入しますが、はじめ農林水産課と認定農業の資格の取得等で相談に来ておられました。そして県の方々から指導を受けています。その中で営農大学及び農家での農業体験等をしなければならず、それらをクリアしなければ農地は購入出来ない話があったのですが購入面積を考慮すると新規就農が出来る事となります。

副参事(河 島徳悦君)

その他に知り合いの十和田市農業委員の方から指導を受け更に新規就 農計画書を出して頂いております。また現地で蛯名勲委員からも指導を 頂きました。現場立会は親子で立会いを行いました。こちらのお父様も 農業関係の仕事に携わっている方であり、親戚の方々も農業に携わって おります。いろんな形で農業に対しまして若い方ですが将来の先を見据 えており、現在作付けも行っております。新規就農の方には、農業委員 会から文書を出しまして1年間の作付け状況等の確認という事で、春先 4月からの種まきとかの作付けの状況写真、収穫の秋に同様収穫時の写 真を添付して頂き報告書を提出して頂くことになっております。営農を していないのであれば、直接ご本位にと面談をして指導等をする事になっております。

委員 (蛯沢 はい、解りました。 清子君)

議 長 そのほか、質疑はありませんか。

(乙部繁作君)

(質疑なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第24号は、原案のとおり許可する事に決定しま (乙部繁作 した。

君)

議 長 日程第7 議案第25号 東北町農用地利用集積計画の決定について (乙部繁作 を議題とします。

君) 事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 12ページをお願いします。

(蛯澤博幸 君) 議案第25号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

13ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

事務局長

14ページをお願いします。

(蛯澤博幸 君) 最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書賃貸借 受付番号 7番から11番、6件について説明致します。

尚、賃貸借・使用貸借・所有権移転・一時貸付後の所有権移転は、農地中間管理事業による為、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させて頂きます。

(事務局 受付番号7番から11番 6件朗読説明省略)

16ページをお願いします。

次に、使用貸借について、受付番号30番から37番、8件について説明致します。

(事務局 受付番号 30番から37番 8件朗読説明省略)

22ページをお願いします。

次に、所有権移転について、受付番号12番から13番、2件について 説明致します。

(事務局 受付番号 12番から13番 2件朗読説明省略)

23ページをお願いします。

次に、一時貸付後の所有権移転ついて、受付番号1番、1件について説明致します。

(事務局 受付番号 1番 1件朗読説明省略)

議 長 只今、事務局より説明が終わりました。 (乙部繁作 本案について、ご質疑等ありませんか。

(異議なしのとき)

議長(乙部繁作

長 異議なしと認め、議案第25号は、原案のとおり承認することに決定し作 ました。

君)

君)

以上で、本日の日程は、全部終了致しました。 第7回東北町農業委員会総会を閉会致します。

------ 閉会 午後2時14分 -------